

1 規則等の題名

道路交通法等に係る審査基準の改定について

2 根拠法令・条項

○道路交通法（昭和35年法律第105号）
○道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
○道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
○高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）第13条の3第1項（当該細則については、同期間、別途意見公募を実施しました。）

3 公募した規則等の概要

引用している道路交通法等の用語の整理を行うとともに、南国警察署香南警察庁舎の庁舎移転に伴い、運転免許に関する申請等の受付先について、必要な改正を行おうとするものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日

令和8年8月3日（月曜日）

6 結果公示の日

令和8年8月3日（月曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

令和8年6月23日（火曜日）から令和8年7月22日（水曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 結果資料等の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部運転免許センター
- 高知県ホームページ
- 県民室（高知県庁本庁舎 1 階）
- 各福祉保健所（須崎を除く。）
- 須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部運転免許センター
Tel : 088-893-1221

審 査 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第 2 項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会（仮免許証の再交付については、高知県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した高知県公安委員会に対して行われた場合にあっては 運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 22日
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（高知・高知南・高知東・いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第 6 項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、 第101条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、 第101条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第 101条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の 4 第 1 項 から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係 る基準）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対す る講習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証等の更新 を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条 の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定め ることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 42日 また、第101条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく申請が行われた場合 （経由地申請）については、運転免許センター受理の場合、手続き 後、約 3 週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（高知・高知 南・高知東・いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第101条の 2 第 1 項及び第 5 項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第101条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の 5（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 申請の当日中 警 察 署受理の場合 42日
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（高知・高知南・高知東・いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第106条の 3 第 2 項（免許証の返納等）、第106条の 4 第 2 項（免許 情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の 2 の 3（申請による取消しの際に受け ることができる免許の種類）、第39条の 2 の 4（申請による取消し の基準） 道路交通法施行規則第30条の 7（取消しの申請等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定め ることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 受理した週を含む 4 週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（高知・高知 南・高知東・いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）第105条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運 転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定め ることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 受理した週を含む 4 週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎・ 香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の 2 第 1 項及び第 3 項（運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定める ことを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 受理した週を含む 4 週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎・ 香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の 7 第 3 項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の 7 第 1 項及び第 2 項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の 8 （国外運転免許証の交付）、第37 条の 9 （国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許 証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 おおむね 2 週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎・ 香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第 1 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第 2 項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 受理した週を含む 4 週間後 （当該申請に係る運転経歴証明書が、高知県公安委員会以外の公安委員会において交付されたものである場合を含む。）
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎・香南庁舎を除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

